

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和 7 年 2 月 2 0 日（木）

委員会室 / 正 午

1. 令和 7 年第 3 回臨時市議会の運営等について

（1）招集日時 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 1 0 時 3 0 分

（2）付議案件について

議案 1 件

【議案第 1 号】夕張市財政再生計画の変更について

（3）案件の取り扱いについて

即決とする。

（4）会期及び日程について

会期は 1 日とする。

議事日程表（案）は、別紙のとおり

2. 令和 7 年第 1 回定例市議会議会提出案件について（条例改正）

（1）夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

別紙資料参照

（2）夕張市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

別紙資料参照

3. 次回議会運営委員会開催について

令和 7 年 2 月 2 7 日（木） 午前 1 1 時

第 1 回定例市議会の日程等の協議について、他

4. その他

令和 7 年

議 事 日 程 表 (案)

第 3 回臨時市議会

1. 招集の日時 令和 7 年 2 月 2 7 日 (木) 午前 10 時 30 分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 1			会期の決定について	
日程第 2	議 案	第 1 号	夕張市財政再生計画の変更について	市 長

1. 夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1) 条例改正の趣旨

- ア)「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」という。）が改正され、本条例の関係箇所の改正を行うもの。
- イ)「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 68 号）（以下、「改正法」という。）の成立により、本条例の関係箇所の改正を行うもの。

2) 条例改正の内容

- ア) 番号利用法第 2 条に新たに第 8 項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備を行う。
- イ) 改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するものであり、本条例内に「懲役」の字句が含まれていることから、所要の改正を行う。

3) 施行期日

- ア) 令和 7 年 4 月 1 日
- イ) 令和 7 年 6 月 1 日

4) 議案提出者

地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 15 条第 2 項の規定による議会運営委員会の提案とする。また、本会議での提案説明は議会運営委員長とする。

5) 新旧対照表 別紙のとおり

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前	備考
(定義) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号。<u>第21条</u>において「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)	(定義) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)	所要の整備（条例中に頻繁に一貫して使われる用語とは言い難く、使用箇所が3箇所未満であるため、使用箇所を指定） 所要の整備（同上） 番号利用法の改正に伴うもの

(利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 30 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	所要の整備（マイナポータルでの開示を義務付けるための規定であり、不要のため）												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 614 483 807">第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号</td><td data-bbox="483 614 696 807">(略)</td><td data-bbox="696 614 909 807">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 807 483 1331">第 39 条第 1 項第 1 号</td><td data-bbox="483 807 696 1331">又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき</td><td data-bbox="696 807 909 1331">第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号</td></tr> </table>	第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)	第 39 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="965 614 1178 807">第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号</td><td data-bbox="1178 614 1391 807">(略)</td><td data-bbox="1391 614 1603 807">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="965 807 1178 1331">第 39 条第 1 項第 1 号</td><td data-bbox="1178 807 1391 1331">又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき</td><td data-bbox="1391 807 1603 1331">第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号</td></tr> </table>	第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)	第 39 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号	
第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)												
第 39 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号												
第 12 条第 1 項から第 12 条第 2 項第 1 号	(略)	(略)												
第 39 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号												

			利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき				利用法第 21 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	引用条文のズレ修正 番号利用法の改正に伴うもの
	第 39 条第 1 項第 2 号	(略)	(略)		第 39 条第 1 項第 2 号	(略)	(略)	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又はこれらに準ずる事項</u>を記録するもの（議会事務局の職員の任用に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他これらに準ずる事項</u>を記録するもの（議会事務局の職員の任用に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)	所要の整備（条例中に一貫して使われる用語ではあるが、使用箇所が3箇所未満であるため、使用箇所を指定） 所要の整備
---	--	--

(開示請求権) 第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	(開示請求権) 第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第 49 条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。	所要の整備（保有個人情報と二重規定になっていたため） 所要の整備（※） 所要の整備（※）
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 28 条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 25 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略） 3 （略）	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 28 条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 25 条第 1 項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略）	所要の整備（※）

	3 (略)	
(訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略)	(訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略)	所要の整備（※）
(訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	(訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	所要の整備（※）
(利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料する ときは、この条例の定めるところにより、議長 に対し、当該各号に定める措置を請求するこ とができる。ただし、当該保有個人情報の利用の 停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」 という。）に関して他の法令の規定により特別の	(利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料する ときは、この条例の定めるところにより、議長 に対し、当該各号に定める措置を請求するこ とができる。ただし、当該保有個人情報の利用の 停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章</u>におい て「利用停止」という。）に関して他の法令の規	所要の整備（条例中に頻 繁に一貫して使われる用 語であり、使用箇所も4 箇所以上であるため、 「以下」を使用）

手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略)	定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第 49 条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略)	所要の整備（同上）
（利用停止請求の手続） 第 40 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	（利用停止請求の手続） 第 40 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	所要の整備（※）
（適用除外） 第 48 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>	（適用除外） 第 48 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第 4 章</u>	所要の整備（その直前の章を指示する場合には「前章」を用いる（「前条」「前項」「前号」と同様））

(第4節を除く。)の規定の適用については、議 会に保有されていないものとみなす。	(第4節を除く。)の規定の適用については、議 会に保有されていないものとみなす。	
(開示請求等をしようとする者に対する情報の 提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用 停止請求(以下この条において「開示請求等」 という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ 的確に開示請求等を行うことができるよう、保 有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開 示請求等をしようとする者の利便を考慮した適 切な措置を講ずるものとする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条 第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業 務に従事している者若しくは従事していた者又 は議会において個人情報、仮名加工情報若しく は匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労 働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当 な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が 記録された第2条第5項第1号に係る個人情報 ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加 工したものを含む。)を提供したときは、2年以 下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(開示請求等をしようとする者に対する情報の 提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用 停止請求(以下この条において「開示請求等」 という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ 的確に開示請求等を行うことができるよう、保 有個人情報の特定その他開示請求等をしようと する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるも のとする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条 第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業 務に従事している者若しくは従事していた者又 は議会において個人情報、仮名加工情報若しく は匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労 働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当 な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が 記録された第2条第5項第1号に係る個人情報 ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加 工したものを含む。)を提供したときは、2年以 下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	所要の整備(保有個人情 報の特定まで議長がする のは適当ではなく、それ に資する情報の提供に留 めるべきであるため、法 と合わせる)

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	
---	---	--

備考欄（※）：①現行法は、民間と行政機関等を包括して規定する中、行政機関等の義務等については第5章に独立しており、同章のみでの用語であることを明示する必要性が高いが、議会個人情報保護条例ではその必要性は低いこと、②旧法でも、例外的な場合のみに「この章において」と特定しており、通常は単に「以下」としていること等から、「この章において」は不要なものとして整理する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2. 夕張市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

1) 規程改正の趣旨

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

2) 規程改正の内容

健康保険証・後期高齢者医療の保険証の廃止（令和6年12月2日施行、1年間の猶予期間あり）に伴う所要の規定の整備、及び道路交通法改正による運転免許証とマイナンバーカードとの一体化（令和7年3月24日施行）に伴う所要の規定の整備を行う。

3) 施行期日

令和7年3月24日

4) 新旧対照表 別紙のとおり

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表

改正後	改正前	備考
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9) (略) (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) (略) (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号	○健康保険証とマイナンバーカードの一体化関係 ・第8号及び第14号の改正は、個人情報保護法施行令の一部改正（令和6年政令第260号）に対応するもの（令和6年12月2日施行）。健康保険証・後期高齢者医療の保険証の廃止に伴い、個人識別符号として、被保険者番号等を規定することとなったことから、規定ぶりを合わせた。 →別添資料「官報（令和6年8月14日付け第1284号）」4ページ参照 ・第6号、第7号及び第11号の改正は、個人情報保護法施行規則の一部改正に対応するもの（令和6年11月27日公布、同年12月2日施行）。政令の改正に合わせた施行規則の改正に、規定ぶりを合わせた。 →官報（令和6年11月27日付け号外第275号）5ページ参照

<u>第2項第1号の免許情報記録の番号</u> (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)～(17) （略）	(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) （略）	○運転免許証とマイナンバーカードの一体化関係 ・第10号の改正は、個人情報保護法施行令の一部改正（令和6年政令第335号）に対応するもの（令和7年3月24日施行）。政令の規定に合わせて、免許情報記録の番号を個人識別符号に加えた。 →別添資料「官報（令和6年11月1日付け号外第257号）」9ページ参照
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に掲げる事項</u>を通知しなければならない。 (1)～(5) （略）	（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に定める事項</u>を通知しなければならない。 (1)～(5) （略）	・個人情報保護法施行規則第44条第1項の規定ぶりに合わせて表現調整したもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 (略) 2～7 (略) 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア、イ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの 9 (略)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 (略) 2～7 (略) 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は<u>報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア、イ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は<u>報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 (略)	・個人情報保護法施行令第20条第3項第1号及び第2号の規定ぶりに合わせて表現調整したもの
---	---	---

(開示請求等における本人確認手続等) 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関	(開示請求等における本人確認手続等) 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し	・個人情報保護法施行令の一部改正（令和6年政令第260号）に対応するもの（令和6年12月2日施行）。健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除した。 →別添資料「官報（令和6年8月14日付け号外第1284号）」4ページ参照 ・なお、マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の経過措置により、最大1年間は健康保険証が有効とされている（※）が、この経過措置による有効期限（最大1年）内の健康保険証は、本号の「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの」として、本人確認手段の1つとして引き続き利用可能と解される（個人情報保護法委員会事務局による個人情報保護法施行令第22条第1項第1号の解釈も同様）。 （※）別添資料「官報（令和6年6月
--	---	---

する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略)	た者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略)	9日付け号外第122号)」24ページ参照 また、健康保険法第51条の3に規定される被保険者の資格の確認に必要な書面（資格確認書）についても同じ。
(開示決定の<u>際に通知すべき事項</u>) 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) (略)	(開示決定の<u>通知</u>) 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) (略)	個人情報保護法施行令第24条の規定ぶりに合わせて表現調整したもの
様式第1号 略 (削る) 略	様式第1号 略 <u>□健康保険被保険者証</u> 略	個人情報保護法施行令の一部改正（令和6年政令第260号）に対応するもの（令和6年12月2日施行）。健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除した。
様式第10号 略 (削る) 略	様式第10号 略 <u>□健康保険被保険者証</u> 略	個人情報保護法施行令の一部改正（令和6年政令第260号）に対応するもの（令和6年12月2日施行）。健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除した。

様式第 1 6 号 略 (削る) 略	様式第 1 6 号 略 ☐ 健康保険被保険者証 略	・個人情報保護法施行令の一部改正（令和 6 年政令第 2 6 0 号）に対応するもの（令和 6 年 1 2 月 2 日施行）。健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除した。
-----------------------------	---	---

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。